

フィリピン英会話留学校は国家的認可が必要

フィリピン政府は外資導入に積極的です。

しかし「教育機関の所有・設立・運営」については思想的な宣伝も含まれる可能性があるものとして「外国投資ネガティブリスト」に登録されております。

従って、私たち日本人はフィリピンにて勝手に「英会話留学校を設立して、勝手に留学生を募集して運営する」ことは出来ません。このネガティブリストのなかで「教育分野」は「外国資本の比率を40%以下であり、フィリピン人資本は60%以上」でなければならないし日本人への役職（トップ人事）も制限されています。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/fjfile/country/ph/invest_02/pdfs/ph7A010_negativelist.pdf



したがって、日本人が2,000万以上出資し「独資」として自由にフィリピンにて英会話等留学校を設立できるというのは間違いです。

その考えで事業を進めれば次項でご説明する学校認可は取れません。

安心の留学校選択は、実際に以下の許認可を確認して選びましょう。

SEC 登録

=証券取引委員会

フィリピン政府特殊職業訓練学校「TESDA」認可

TESDA: Technical Education and Skills Development Authority

フィリピンの教育行政は、以下の3つのジャンルで教育行政を進めています。

- 1) 基礎教育/教育省
 - 2) 高等教育/高等教育委員会
 - 3) 職業技術訓練/技術教育技能開発庁 TESDA
- その TESDA とは、「技術教育と技能向上のための教育庁」として、各種教育機関の指導・監督を任とし「学校」として認可・登録する役目を果たします。認可は、前項のネガティブリスト制限をクリアしていることを前提に、教育カリキュラムの充実、企業（組織）としての法的書類の完備、経営・財政状況の妥当性、充実した教育設備等への「審査」を行い、学校として認可・登録します。

学校認可登録 **PICO Philippines Inc. TESDA NTR2012130300008**


Republic of the Philippines
TECHNICAL EDUCATION AND SKILLS DEVELOPMENT AUTHORITY
National Capital Region

CERTIFICATION

This is to certify that **PICO PHILIPPINES, INC.** with office address at Unit 401-404 Admiralty Bldg., 1101 Alabang-Zapote Road, Madrigal Business Park, Muntinlupa City is granted Certificate of Program Registration (COPR) for the following program/s:

TRAINING PROGRAM	DURATION	CoPR NO.	DATE APPROVED
Practical English Language Proficiency	96 Hours	NTR 2012130300008	March 21, 2012

This certification is issued upon the request of **PICO PHILIPPINES, INC.** to offer the abovementioned program/s.


NENITA E. TANGONAN, CESO III
Regional Director





特別就学認可証SSPが必要(出入国管理局)

SSP : Special Study Permit / 特別就学許可証



REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

BUREAU OF IMMIGRATION

PATRIOTISM * INTEGRITY * PROFESSIONALISM

Bureau of Immigration 認可登録

PICO Philippines Inc. AAFS NO.RADJR-2012-033

実際に、フィリピンの英会話学校に留学するには SSP 「特別就学認可証」が必要です。フィリピン政府／出入国管理局から短期留学生に発行されるこの SSP は、TESDA 認可のある学校が申請しなければ受理・発行されず、留学することができません。PICO (PICO Philippines Inc.) は出入国管理局からの「SSP 認可申請」資格があります。なお、認可・登録校について確認されたい場合は以下のリストをご参照ください。

<http://www.immigration.gov.ph/information/list-of-accredited-entities/accredited-schools/76-accredited-schools/530-p>

学生ビザ・SSP 厳格化

以下は 2011/11/28 まにら新聞一部抜粋

入国管理局、偽造申請書類の発覚で学生ビザと特別就学許可証の発給審査厳格化

ダビド入国管理局長はこのほど、学生ビザと特別就学許可証 (SSP) の発給審査を厳格化すると明らかにした。違法旅行代理店らと申請者による虚偽の申請書類提出が相次いで発覚したため。

学生ビザは、18歳以上の外国人が1年以上比の大学などで学位や単位取得を目的とした留学をする場合に必要な査証。SSPは、18歳未満の小学校や高校での就学および1年未満の語学学習など短期留学目的でフィリピンに滞在する際に取得が義務づけられている。・・・一部省略・・・


これを受け、同局長は

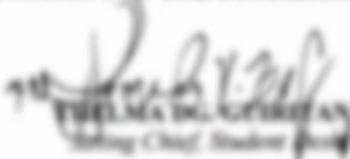
①教育機関は旅行代理店ではなく自身の職員から担当者を任命し、査証申請の際に直接申請者と共に同局に出向くこと。

②同局、教育省、高等教育委員会、技術教育技能開発局 (TESDA)、認定教育機関連盟が認定した教育機関しか外国人生徒を受け入れることはできない。——を新たに規定した。

特別就学許可証 (SSP) エストラダ政権下の2000年9月に出された大統領令第285号を基に、フィリピンへの外国人留学生受け入れを促進する目的で導入された。フィリピンの小学校や高校での就学、および1年未満の語学学習など短期留学目的で比に滞在する場合、入国管理局からの取得が義務づけられている。有効期限は6カ月で延長可。(以下省略)

以下は SSP 特別就学許可証 の実例です。

	REPUBLIC OF THE PHILIPPINES DEPARTMENT OF JUSTICE BUREAU OF IMMIGRATION MAGALLANES DRIVE, INTRAMUROS 1002 MANILA
SSP NO: SBM-2015-2470-G	
To: [REDACTED]	
Date of Birth: [REDACTED]	
Country of citizenship: JAPAN	
School: PICO PHILIPPINES INC.	

On June 25, 2015 , PICO PHILIPPINES INC. filed this instant petition for the issuance of Special Study Permit (SSP);	
PICO PHILIPPINES INC., UNIT 401-404 ADMIRALTY BLDG. 110 MADRIGAL BUSINESS PARK ALABANG-ZAPOTE ROAD ALABANG MUNTINLUPA CITY a school authorized to accept foreign student RADJR-2012-033 has issued a Notice of admission to the above-named applicant to take-up ENGLISH LANGUAGE COURSE this June 22, 2015 – August 15, 2015 , subject to the submission of valid Special Study Permit;	
Pursuant to CHED Memorandum Order dated 31 July 1998, foreign students eighteen (18) years and above, may study in the Philippines for less than a year and for non-degree courses after the issuance of the necessary Special Study Permit(SSP) from this Bureau.	
WHEREFORE , the application for issuance of Special Study Permit in favor of the above-named applicant is hereby GRANTED this June 22, 2015 – August 15, 2015 , only, provided applicants' stay remains valid.	
Subject is strictly prohibited from engaging in any form of employment, business or livelihood under this Permit.	
This Special Study Permit is valid only at the school indicated above and provided his/her stay remains valid.	
NO ORDERED JUN 26 2015	
BY AUTHORITY OF THE COMMISSIONER 	



Republic of the Philippines
DEPARTMENT OF JUSTICE
BUREAU OF IMMIGRATION
STUDENT DESK SECTION
Quezon City Hall
Central Diliman, Quezon City

June 25, 2015

Control No. 0625201515406070027370

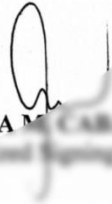
CERTIFICATION

This is to certify that the name [REDACTED] born on [REDACTED] a citizen of JAPAN DOES NOT APPEAR in this Bureau's Hold Departure, Blacklist Watch list and/or Intelligence Derogatory Records as of June 25, 2015 10:54:46 AM.

This certification is issued upon request of the subject for VIMS Application purposes.

Verified by : RHODA M. CABALZA
MAIN OFFICE

Date & Time : June 25, 2015 10:55:14 AM


RHODA M. CABALZA
Authorized Signing Officer

Note: Valid upon payment of appropriate fees.



過去に学ぶ企業コンプライアンス事件簿

日本がフィリピン留学に関心を持ち、実際に留学生が来られたのは2009年ぐらいからでしょう。その頃すでに韓国（2000年以降）ではフィリピン留学は真っ盛りで、小さい子供から学生さんを中心にどんどんフィリピンに来ていました。留学校はマニラを中心に300とも500校とも言われるほど乱立状態でした。少数の日本人もこの韓国経営の学校に留学して学習していたようです。しかし、同時に2009年ころには違法行為が大々的に摘発されるという事件が生まれ学校自身のあり方、日本人経営留学校の必要性が問われてきたのです。以下はその当時のニュースをピックアップしました。

バタンガス州レメリ町の語学学校

2010/01 まにら新聞

入国管理局は13日、ルソン地方バタンガス州レメリ町の語学学校に留学中だった未成年の韓国人生徒約70人の旅券を押収したと明らかにした。比での短期留学に必要な特別就学許可証（SSP）を取得していなかったため、近く、強制送還する。また、同校を違法に運営していたとして、韓国男女7人を入国管理法違反容疑で拘束した。

同局によると、旅券を押収したのは7日。韓国人生徒の中には10歳以下の児童も含まれていた。現在、同州内で関係者に保護されているという。約70人は2010年10月から11月にかけて、短期間の英語学習のために来比し、今月末に韓国へ帰国する予定だった。

身柄を拘束された男女7人は、語学学校の運営に必要な同局認可や適切なビザを取得していなかった。現在、首都圏タギグ市の同局収容施設に収監されている。

今回の事件は、同学校の経営に以前かかわっていた関係者による告発で発覚したという。同局によると1年未満の語学学習のために来比する外国人は特別就学許可証を同局から取得しなければならない。

（以下省略）

語学学校の不手際を訴え

2011/01/29 まにら新聞

マニラ空港第3ターミナルで27日深夜、フィリピンで語学留学中の日本人男性(24)＝岐阜県＝が再入国を拒否された。

男性は日本に一時帰国した後、語学勉強継続のために比へ戻ってきたところだった。入国拒否は、語学留学に必要な特別就学許可証（SSP）を延長していなかったとして、入国管理局のブラックリスト（入国拒否者リスト）に登録されていたため。

男性はマニラ新聞の電話取材に対し「SSPの手続きに関しては学校側に一任し、旅券も管理されていた。大好きな比に来られないのは悲しい」と語り、学校側の不手際に不満を強めている。

男性は28日夜現在、同ターミナル内で軟禁状態に置かれており、30日に強制送還させられる。

男性の留学先はミンダナオ地方ダバオ市の語学学校。

この学校を含め、バタンガス、カビテ両州の計3校に留学中の韓国人留学生ら154人は今月上旬、SSPを取得、もしくは延長していないとして同局から旅券を押収された。

同3校の韓国人経営者ら幹部計23人は就労ビザを取得していなかったなどの理由で拘束された。留学生の中には日本人男性が2人含まれており、今回再入国を拒否された男性はそのうちの1人だった。

同局によると、154人のうち8割以上を占める未成年については、「人道上の理由」から同リストに登録しなかった。しかし、残りの数十人は入国管理法に抵触しているとして登録した。

再入国を拒否された男性は今年 23 日に一時帰国した際、同ターミナルの入管ブースで「ブラックリストに載っている」と職員から書面を見せられたが、そのまま帰国した。

不安になって日本から語学学校に問い合わせると、「入国拒否の問題は解決した」とメールで伝えられたため、今回、再入国を決めたという。男性は「こんな事態になって混乱している。しっかりとした根拠がないままにメールを送るのは良くない。学校への信用はなくなった」と怒りをあらわにした。語学学校の寮にはパソコン、電子辞書、英語学習の教材、衣類、旅行かばんなどを残したままで、強制送還させられるために荷物も受け取れない状態。

男性は 2010 年 4 月に来比し、入学してすぐに旅券を預けた。学校側はいったん SSP を取得したが、6 カ月の有効期限が切れた後に延長をしていなかった。期限切れを伝えられた男性は、滞在ビザの延長手続きも含めて手数料 1 万ペソ以上を同年 10 月下旬に支払っており、「学校側が旅券を管理し、SSP の手続きを行っていると思っていたので取得の有無については特に確認しなかった」という。

(以下省略)

フィリピン政府観光省認定 ESL パートナー校

PICO は、フィリピン政府観光省と ESL パートナー学校として友好・協力関係を結んでおります。私たちは日本の皆さまの語学力アップに必死に貢献するとともに、フィリピン観光の普及に努めます。

ESL パートナーとは英語を母国語としていない人のために英語教育 (English as a Second Language) を進める TESDA 認定語学学校を指します。



PSAA・(財) フィリピン留学普及協会認定校

PICO は観光省によって生まれた PSAA (財) フィリピン留学普及協会の認定校です。PSAA はフィリピン各地の優良留学学校を紹介、日本人の留学促進活動を進めると同時に、経営倒産等の学校運営停止に対する留学生への「留学補償制度」積立金を実施しています。また公平さを重んじて観光省がその是非を管理します。



失敗しない英語語学留学をご紹介します